横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年規則第116号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| ○横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則 | ○横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則 |
| 平成19年12月25日 | 平成19年12月25日 |
| 規則第116号 | 規則第116号 |
| 第３章　都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限 | 第３章　都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限 |
| （緑化率の適用除外に関する許可の申請） | （緑化率の適用除外に関する許可の申請） |
| 第13条　条例第19条第４項第２号から第４号までの規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、別表第１に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。 | 第13条　条例第19条第４項第２号から第４号までの規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（第３号及び第４号に掲げる事項にあっては、許可を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第１に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。当該許可を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更しようとする場合も、同様とする。 |
| (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 | (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 |
| (2)　適用除外の理由 | (2)　適用除外の理由 |
| (3)　その他市長が必要と認める事項 | (3)　変更しようとする条例第19条第４項第２号から第４号までに規定する適用除外の許可年月日及び番号(4) 変更の理由(5) その他市長が必要と認める事項 |
| ２　第３条第３項の規定は、前項の規定による申請に準用する。 | ２　第３条第３項の規定は、前項の規定による申請に準用する。 |
| （緑化率に関する報告及び立入検査） | （緑化率に関する報告及び立入検査） |
| 第14条　市長は、条例第23条第１項の規定により、条例別表第12（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区。以下同じ。）内において敷地面積がそれぞれ同表（え）欄に定める規模以上の建築物（同欄に定めのない区域又は地区にあっては、すべての建築物。以下同じ。）の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（条例第19条第１項若しくは第２項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第５項の規定により許可の条件として付された当該建築物の緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。 | 第14条　市長は、条例第23条第１項の規定により、条例別表第12（あ）欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を２以上の地区に区分している場合にあっては、同表（い）欄に掲げる地区。以下同じ。）内において敷地面積がそれぞれ同表（え）欄に定める規模以上の建築物（同欄に定めのない区域又は地区にあっては、すべての建築物。以下同じ。）の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（条例第19条第１項若しくは第２項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第５項の規定により許可の条件として付された当該建築物の緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。 |
| ２　市長は、条例第23条第１項の規定により、その職員に、条例別表第12（あ）欄に掲げる区域内における敷地面積がそれぞれ同表（え）欄に定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。 | ２　市長は、条例第23条第１項の規定により、その職員に、条例別表第12（あ）欄に掲げる区域内における敷地面積がそれぞれ同表（え）欄に定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。 |
| （緑化施設の工事の認定の申請） | （緑化施設の工事の認定の申請） |
| 第15条　条例別表第12（あ）欄に掲げる区域内において敷地面積がそれぞれ同表（え）欄に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、都市緑地法第43条第１項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。 | 第15条　条例別表第12（あ）欄に掲げる区域内において敷地面積がそれぞれ同表（え）欄に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、都市緑地法第43条第１項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。 |
| (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 | (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 |
| (2)　既存の緑化施設の位置、種別及び面積 | (2)　既存の緑化施設の位置、種別及び面積 |
| (3)　整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積 | (3)　整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積 |
| (4)　前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日 | (4)　前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日 |
| (5)　緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 | (5)　緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 |
| (6)　都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日 | (6)　都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日 |
| (7)　その他市長が必要と認める事項 | (7)　その他市長が必要と認める事項 |
| （認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出） | （認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出） |
| 第16条　都市緑地法第43条第２項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。 | 第16条　都市緑地法第43条第２項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。 |
| (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 | (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 |
| (2)　工事完了年月日及び認定書の番号 | (2)　工事完了年月日及び認定書の番号 |
| (3)　都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日 | (3)　都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の番号及び証明年月日 |
| (4)　その他市長が必要と認める事項 | (4)　その他市長が必要と認める事項 |
| ２　都市緑地法第43条第１項の認定を受けた者は、建築基準法第６条第１項又は第18条第２項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 | ２　都市緑地法第43条第１項の認定を受けた者は、建築基準法第６条第１項又は第18条第２項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 |
| （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） | （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） |
| 第17条　都市緑地法施行規則第29条の規定に基づき、条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、別表第２（ア）欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表（イ）欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。 | 第17条　都市緑地法施行規則第29条の規定に基づき、条例第19条又は第20条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項（第６号及び第７号に掲げる事項にあっては、適合証明を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第２（ア）欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表（イ）欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。当該適合証明を受けた建築物の建築計画及び緑化計画を変更しようとする場合も、同様とする。 |
| (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 | (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 |
| (2)　建築物の工事種別 | (2)　建築物の工事種別 |
| (3)　緑化施設の概要、規模、種別及び配置 | (3)　緑化施設の概要、規模、種別及び配置 |
| (4)　緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 | (4)　緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合 |
| (5)　建築着工予定年月日 | (5)　建築着工予定年月日 |
| (6)　緑化率の適用除外に関する許可条件 | (6)　変更しようとする都市緑地法施行規則第29条の規定に適合することを証した適合通知年月日及び番号 |
| (7)　その他市長が必要と認める事項 | (7)　変更の理由(8) その他市長が必要と認める事項 |
| ２　第３条第３項の規定は、前項の規定による申請に準用する。 | ２　第３条第３項の規定は、前項の規定による申請に準用する。 |
| （緑化率の証明等に関する名義変更の届出） | （緑化率の証明等に関する名義変更の届出） |
| 第18条　建築主は、条例第19条第４項第２号から第４号までの規定による許可、都市緑地法第43条第１項の認定又は都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 | 第18条　建築主は、条例第19条第４項第２号から第４号までの規定による許可、都市緑地法第43条第１項の認定又は都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 |
| (1)　申請の種類 | (1)　申請の種類 |
| (2)　許可、認定又は証明に係る年月日及び番号 | (2)　許可、認定又は証明に係る年月日及び番号 |
| (3)　建築物の敷地の地名地番 | (3)　建築物の敷地の地名地番 |
| (4)　変更の理由 | (4)　変更の理由 |
| (5)　変更前及び変更後の建築主の住所及び氏名 | (5)　変更前及び変更後の建築主の住所及び氏名 |
| (6)　その他市長が必要と認める事項 | (6)　その他市長が必要と認める事項 |
| （緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出） | （緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出） |
| 第19条　建築主は、第13条第１項、第15条又は第17条第１項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 | 第19条　建築主は、第13条第１項、第15条又は第17条第１項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 |
| (1)　申請の種類 | (1)　申請の種類 |
| (2)　申請年月日 | (2)　申請年月日 |
| (3)　建築物の敷地の地名地番 | (3)　建築物の敷地の地名地番 |
| (4)　取り下げる理由 | (4)　取り下げる理由 |
| (5)　その他市長が必要と認める事項 | (5)　その他市長が必要と認める事項 |
| ２　建築主は、条例第19条第４項第２号から第４号までの規定による許可又は都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 | ２　建築主は、条例第19条第４項第２号から第４号までの規定による許可又は都市緑地法施行規則第29条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 |
| (1)　申請の種類 | (1)　申請の種類 |
| (2)　許可又は証明に係る年月日及び番号 | (2)　許可又は証明に係る年月日及び番号 |
| (3)　建築物の敷地の地名地番 | (3)　建築物の敷地の地名地番 |
| (4)　取りやめる理由 | (4)　取りやめる理由 |
| (5)　その他市長が必要と認める事項 | (5)　その他市長が必要と認める事項 |
| 附　則 | 附　則 |
| この規則は、公布の日から施行する。 | この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成20年12月規則第112号） | 附　則（平成20年12月規則第112号） |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則中、第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成21年４月３日から施行する。 | １　この規則中、第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成21年４月３日から施行する。 |
| （経過措置） | （経過措置） |
| ２　第２条の規定による改正後の横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。 | ２　第２条の規定による改正後の横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。 |
| 附　則（平成22年３月規則第29号）　抄 | 附　則（平成22年３月規則第29号）　抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、平成22年４月１日から施行する。 | １　この規則は、平成22年４月１日から施行する。 |
| （経過措置） | （経過措置） |
| ６　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。 | ６　この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。 |
| 附　則（平成22年９月規則第59号） | 附　則（平成22年９月規則第59号） |
| この規則は、平成22年10月１日から施行する。 | この規則は、平成22年10月１日から施行する。 |
| 附　則（平成30年２月規則第４号）　抄 | 附　則（平成30年２月規則第４号）　抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（令和２年６月規則第55号）　抄 | 附　則（令和２年６月規則第55号）　抄 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。別表第１（第13条第１項）別記１別表第２（第17条第１項）別記２ | １　この規則は、公布の日から施行する。　　　附　則　（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。別表第１（第13条第1項）別記１別表第２（第17条第1項）別記２ |

【別記１】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。以下この表及び別表第2において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表 | 敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書 | 建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物（建築物を含む。以下この表及び別表第2において同じ。）の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 緑化施設の求積図及び面積算出表 | 緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化率の制限の適用除外となることの確認に必要な図書 | 建築物の敷地又は用途及び適用除外となる理由に関する事項 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |

【別記２】

現行

|  |  |
| --- | --- |
| （ア） | （イ） |
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 条例第19条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表 | 敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 条例第20条の規定が適用される建築物 | 建築基準法第86条第１項若しくは第２項又は第86条の２第１項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |

改正後（案）

|  |  |
| --- | --- |
| （ア） | （イ） |
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 条例第19条の規定が適用される建築物 | 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別及び面積 |
| 構造詳細図 | 緑化施設の断面の構造、材料の種別及び寸法 |
| 緑化施設の求積図及び面積算出表 | 緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |
| 条例第20条の規定が適用される建築物 | 建築基準法第86条第１項若しくは第２項又は第86条の２第１項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書 | 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項 |